

## BCP（緊急時事業継続計画）について

平成 25 年 10 月 28 日  
株式会社東京金融取引所

株式会社東京金融取引所は、業務を堅実かつ安定的に継続するため、「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」を公表し、システム障害等における対応策を明確にするなど、業務継続に関する体制を整備しています。

また、大規模地震、テロ等により事業継続が困難と見込まれる場合にも、事業を継続できる体制を整備するため、業務機能の停止につながるリスク事象発生時の事業継続の考え方、対応方針等をBCP（緊急時事業継続計画）として策定し、セキュリティ等の面で問題とならない範囲で公表致します。

なお、今後、年 1 回見直しを行い、環境変化に対応していく所存です。

### 1. BCP の考え方

本BCP は、全社的な事業継続に係る対応方針を明確にします。

リスクが顕在化した場合は、取引所業務を可能な限り継続し、取引参加者及び関係諸機関への影響を極小化します。

止むを得ず中断した場合には、迅速かつ効率的な復旧を行います。

### 2. 適用対象とする範囲

#### (1) 想定リスク

取引所の業務機能の停止につながる以下のリスクを想定します。

- ・自然災害（地震、風水害、疫病など）
- ・社会インフラの停止（電力、通信など）
- ・サイバーテロ（ウィルス配布、データ改ざん、不正アクセスなど）
- ・テロ（破壊行為、予告による脅迫など）
- ・システム障害（ハードウェア、ソフトウェア）
- ・その他災害（火災など）

#### (2) 適用対象

取引所役職員、システム開発・運用委託先の要員及びシステム設備等に適用します。

また、取引参加者・情報ベンダー及び関係諸機関に、平時より本 BCP への理解を求め、有事における緊密な協調体制を確保することとします。

### 3. 発生事象への対応手順

発生した事象を「大規模災害等による事象」及び「システム障害による事象」に分類して、それぞれについて、対応手順を定めます。

#### (1) 大規模災害等による事象

大規模地震及びテロ等の大規模災害等が発生した場合には、以下の対応を行います。

- ① 情報収集・状況把握（取引参加者・情報ベンダー及び外部関係機関等との連絡体制の確立を含む）
- ② 対策本部の設置
- ③ 対応策の決定
- ④ 対応策の実施

取引所設備の被災状況に応じ、以下の対応策を単独又は複合して実施します。

- a) 取引所オフィスの使用不能時

代替オフィスにおける業務運営を行います。

- b) メインセンターの使用不能時

金利先物等取引の取引システム及び清算システム並びに為替株価指数取引・清算システム（以下「取引所システム」という。）のメインセンターが使用不能となった場合には、ディザスタリカバリサイト（以下「DRサイト」という。）への切替を行います。

この場合には、参加者システム<sup>※1</sup>として本取引所が提供する取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に係る共同センタシステムの利用は不可となります。

※1: 取引参加者が本取引所における業務を行うために設置する施設及び市場の参加に必要な施設（本取引所が提供したものを含む。）

- c) 重度のシステム障害発生時

取引所システムのメインセンターが使用可能な場合においても、取引所システム及び取引所以外の決済関連システム等について重度の障害が発生した場合には、「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」に従いシステム復旧等を行います。

## （2） システム障害による事象

大規模災害等によらず、ハードウェア障害、ソフトウェア障害等に起因して、取引所システムが利用できなくなった場合には、「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」に従いシステム復旧を行います。

## 4. 業務復旧目標

大規模災害等及びシステム障害により取引所システムが利用できなくなる事象が生じた場合、以下のとおり、業務復旧が可能な状態を構築することを目標とします。

- ① 取引業務 : 24時間以内の復旧
- ② 不可欠な情報システム（重要な業務<sup>※2</sup>） : 2時間以内の復旧

なお、決済は当日中に完了することを目標とします。

※2: 欧州市場インフラ規制 (EMIR) 「Regulatory technical standards on requirements for central counterparties」第17条（戦略・方針）6に記載された「清算機関の重要業務(critical functions)」をいう。

## 5. 体制整備

災害発生時に備え、以下の体制・インフラ整備を行っています。

### (1) 人員確保

災害発生時には、役職員の安否を速やかに確認し、必要な人員を確保するため、安否確認システムを整備しています。

### (2) 通信手段の確保

災害発生時の連絡手段を確保するため、一般電話、FAX、災害時優先電話、携帯電話、電子メール等の様々な通信手段を用意しています。

また、取引参加者・情報ベンダー及び外部関係機関との間で相互に連絡先を交換しています。

### (3) 代替オフィス

取引所オフィスが利用不能となった場合に、取引所業務を継続するための代替オフィスを準備しています。

### (4) データセンター

取引所システムは、FISC（公益財団法人金融情報システムセンター）の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の設備基準を全て満たし、かつISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得している堅牢なデータセンター（メインセンター）に設置しています。更に、災害発生により取引所システムのメインセンターが使用不能となった場合においても業務を継続できるようDRサイトを設置しています。また、業務を継続するための所要のデータは、外部保管をしています。

### (5) マニュアル・手順書の整備

災害時に迅速に対応するためのマニュアル・手順書（対応会議開催手順を含む）を整備しています。

### (6) テスト・教育研修

代替オフィス及びDRサイトへの切替テスト、ならびに役職員の教育研修をそれぞれ年1回以上実施し、被災時の対応手順の習熟に努めています。

以上